



## 台湾の関係会社間取引における移転価格一括調整の規定

多国籍企業は、グループの移転価格リスクを管理して二重課税の回避を図り、取引双方が独立企業原則に適合する利益の獲得を確保するため、取引前に取引双方の機能及びリスクを考慮し、移転価格方針を策定する必要があります。しかしながら、実務上多国籍企業が移転価格方針に基づいた取引において、予期せぬ市場の要因により実際の取引結果がその方針に合わない状況が発生し、独立企業原則に適合しない結果が生じることにより移転価格一括調整が必要となる場合があります。

これまでは、移転価格監査準則第7条第5号「…調整の結果、中華民国国内の納税額が調整前より減少する場合は、調整しないこととする。」により実務上、多国籍グループは台湾にある関係企業の利益の上方調整のみが可能で、下方調整をすることは出来ませんでした。

かつて財政部は個別案件に対する通達という形で、移転価格調整を許可していました。しかしその適用条件は厳しく、企業の適用において困難が生じていました。企業に明確な規定を提供するため、財政部は各方面の意見を募り、企業が移転価格一括調整を行う際の根拠と出来るよう2019年11月15日に台財税第10804629000号解釈通達を公布しました。その関連要点は次の通りです。

### 1. 適用条件

2020年度より、関係会社間取引を行う営利事業者が会計年度決算前に移転価格一括調整を行う

場合、以下の要件を満たし、規定に従い関連租税公課を納付する必要があります。

- 一 関係会社間取引の参加者が、事前にその取引条件及び移転価格に影響するあらゆる要因について協議すること。且つ当該協議により調整する未収・未払金を財務会計帳簿に反映させていること。
- 一 関係会社間取引のその他参加者も同時に対応する調整を行っていること。

### 2. 適用取引類型

前項の規定により、移転価格一括調整を行う場合、以下の規定に基づき、その調整後の取引価格に基づき関連租税公課を納付する必要がある。

#### 有形資産の越境移転を行う関係会社間取引：

- 一 物品輸入時に、輸入通関書類に「××会計年度移転価格一括調整手続」と注記し、暫定価格を記載したコマーシャル・インボイス及び物品価格申告書により税関に申請し、関税法第18条第3項第3号規定に基づき、保証金を納付し先に税関検査を受ける。また、当該会計年度終了後1ヶ月以内に、申請書及び関連資料を提出して関税法の課税価格規定に基づく審査及び輸入物品関税及び関連代行徴収税の追加納付又は還付を税関に申請する。

申請書に記載する必要のある事項及び関連資料は次の通りです。

- 課税価格の査定を申請する輸入通関書類の番号、項目番号、暫定価格及び正式なコマーシャル・インボイス価格。
  - 取引価格の決定理由又は価格計算方法。
  - 取引契約書、正式なコマーシャル・インボイス、支払証明及びその他関連書類。物品輸入時に、輸入通関書類に「××会計年度移転価格一括調整手続」と注記し、暫定版のコマーシャル・インボイス及び物品価格申告書を添付する。
- 一 輸入物品について、前述の規定により保証金を納付し、先に税関検査を受けた場合、税関は「税関輸入物品税の納付証明書兼振込申請書」を発行する。その後、営利事業者が税関の査定を受け、営業税が還付される場合、仕入税額の減少に属するため、財政部2003年1月10日付台財税字第0910456851号及び2012年5月24日付台財税字第10104557440号の規定により取扱う。

#### 有形資産の越境移転に属さない関係会社間取引：

- 一 営業税：
- 移転価格一括調整声明書等の証明書類を添付し、会計年度内最後の売上高、納付すべき又は過払営業税額と併せて所在地の国税局に営業税を申告する。
  - 国外からの役務提供及び国外への物品販売又は役務提供案を除いて、取引価格の上方調整時は統一發票を発行し、取引価格の下方調整時は値引処理を行う。また、統一發票又は値引書に移転価格一括調整と注記する。

- 一 物品税：移転価格一括調整声明書等の証明書類を添付し、会計年度内の最終月の出荷物品の納税額と併せて所在地の国税局に物品税を申告する。
- 一 所得税：有形資産の移転以外の取引価格の調整が源泉徴収範囲の所得に属する場合、所得税法関連規定に基づき源泉徴収税の追加納付又は還付手続きを行う。

### 3. 添付書類

営利事業者は調整年度の所得税確定申告時に、規定様式により当該関係会社間取引の関連情報を開示し、取引契約書、当該関係会社間取引のその他参加者が行う対応する調整に関連する証明書類及び関連税目の調整証憑を併せて所在地の国税局へ提出する必要がある。また、取引価格の変動理由及び実際の調整結果を説明する必要がある。

### 4. その他注意事項

- 一 営利事業者は物品輸入時において、1の規定に基づき保証金を納付する方法により先に税関検査を申請することが出来る。但し、調整した会計年度終了後1ヶ月以内に、申請書及び関連資料を税関に提出して関税法の課税価格規定に基づく審査を申請していない場合、税関は課税価格を直接査定する。
- 一 関係会社間取引を行う営利事業者は独立企業原則に基づき価格又は利益を制定する必要がある。前述の2つの適用条件を満たし、移転価格一括調整を行う場合も、当年度の所得税確定申告時に所得税法第43条の1、営利事業所得税非独立企業間移転価格監査準則及び関連法令規定に基づき取扱う必要がある。

### 5. KPMGの見解

過去の厳格な移転価格一括調整の規定と比べて、今回の解釈通達では関連制限が明らかに緩和され

ました。多国籍企業は関係会社間取引が独立企業原則に適合せず二重課税の問題が生じるのを回避するために、会計年度終了前に適切な移転価格調整を行うことでその利益配置をグループが策定した移転価格方針に合わせる事が可能となります。

但し、関係会社間取引の参加者は「事前にその取引条件及び移転価格に影響するあらゆる要因」について協議し、且つ関係会社間取引のその他参加者も同時に対応する調整を行う必要がある点に注意する必要があります。

また、有形資産の越境移転について移転価格一括調整を行う場合の関税の処理方法が設けられたため、企業は関税についても移転価格調整の実施が出来るようになりました。

さらに、当該解釈通達では関連税負担について、調整結果に基づき追加納付又は還付すると述べられていることから、企業は移転価格一括調整により生じる関連税負担(例:所得税、営業税、物品税及び関税)に注意する必要があります。

多国籍企業が台湾国外の関係企業間取引に対して、移転価格一括調整を行う場合、当該関係企業の所在国(地域)において移転価格一括調整により関連増値税及び関税が生じるか否か注意する必要があります。

作者

パートナー 許志文

パートナー 陳彩凰

執行副総経理 丁傳倫

執行副総経理 林嘉彦

## KPMG Taiwan Network

### 台北事務所

台北市信義路5段7号68F  
Tel : 02 8101 6666  
Fax : 02 8101 6667

### 新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号  
Tel : 03 579 9955  
Fax : 03 563 2277

### 台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段  
201号7F  
Tel : 04 2415 9168  
Fax : 04 2259 0196

### 台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F  
Tel : 06 211 9988  
Fax : 06 229 3326

### 高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6  
Tel : 07 213 0888  
Fax : 07 271 3721

## 日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先 (日本語対応可能)

### 台北事務所

Tel : 02 8101 6666 (代表)  
Fax : 02 8101 6667

### パートナー

#### 李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337  
E johnnylee@kpmg.com.tw

#### 林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587  
E slin1@kpmg.com.tw

#### 陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909  
E byronchen@kpmg.com.tw

#### 友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195  
E kojitomono@kpmg.com.tw

### 記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

#### 蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584  
E eileentsai@kpmg.com.tw

### 登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

#### 李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340  
E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

#### 横塚 正樹

T +886 (2)8758 9751 内線番号 : 16991  
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

#### 須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 17640  
E ryosukesuma@kpmg.com.tw

### 発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 林 琇宜

### [kpmg.com/tw](http://kpmg.com/tw)

© 2019 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.